



2023年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
代表者名 取締役社長 CEO 岡田 直樹
(コード：5803 東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 浜砂 徹
(TEL. 03-5606-1112)

米国子会社における不適切な不動産取得及び類似事案に係る調査の進捗状況 に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日付「米国子会社における不適切な不動産取得に係る調査に関するお知らせ」で公表のとおり、当社の連結米国子会社（以下「米国子会社」といいます。）において、2023年3月3日の内部通報を契機に、同社のCEOを兼任し、当社の海外子会社合計29社（米国子会社を含む当社の米国、英国、カナダ、メキシコ及びドイツの子会社（情報通信・エネルギービジネスにかかるとの）のビジネスをその業務執行の責任範囲とする当社取締役（以下「当該取締役」といいます。）による、不動産の私的流用の疑いがあること（以下「本事案」といいます。）が判明したことから、日本及び米国にて、当社と利害関係を有しない外部の法律事務所を起用し、2023年3月14日から内部調査を開始いたしました（以下「本件調査」といいます。）。本件調査の過程で、本事案以外の類似事案が発生している可能性が判明しており、本事案及び類似事案の全容把握のため、本件調査は現在も継続中です。

本件調査の経緯及び現時点までの調査で判明している概要並びに今後の対応は下記の通りです。

記

1. 本件調査の経緯及び類似事案の概要

(1) 本件調査の経緯

当社は、2023年3月3日の内部通報を契機に、米国子会社のCEOである当該取締役による当該米国子会社の不動産の私的流用の疑いを把握し、直ちに本件調査を開始しました。本件調査では、当該取締役に貸与されたPC、携帯電話及びタブレット端末等の機器や電子メール等に関するフォレンジックや資料収集等、米国子会社の従業員、関係先等へのインタビューやフォレンジック調査、関連書類の精査を含む広範囲の調査を進めて参りました。当該調査の過程において、本事案の詳細（米国子会社が2020年に購入した土地及び2022年に建設した建物（取得当時の当該土地・建物の合計額は約6.5百万米ドル（874百万円相当））は、不適切に取得されたものであること）が確認されています。また、本事案のほか、当該取締役の指示による米国子会社の非上場有価証券投資の案件や、当該取締役の航空機やクレジットカードの使用を含む他の会社資産の使用等における類似事案の疑義が生じており、これらについては、不正の有無を引き続き調査する必要があることも確認されました。

類似事案の調査等の一部は、当該指摘後も継続して行われ、2023年6月30日までに完了する見込みです。これらの結果を踏まえて行われる、当社における本事案及び類似事案に係る会計処理の妥当性の分析及び評価並びに2023年3月期決算に係る決算手続及び会計監査人による監査手続等において、今後相応の時間を要する見込みとなっております。

なお、当該取締役の米国子会社及び当社における業務執行は既に停止させ、当該取締役からは、2023年5月26日付で辞任届を受領しております。

(2) 類似事案について

これまでの調査により、①2018年以降に当該取締役が指示をして実行した複数件の非上場有価証券投資の案件、②当該取締役の会社クレジットカードの使用、③当該取締役による航空機の購入とその使用、④米国子会社によるゴルフクラブへの入会金の支払い等、米国子会社の資産の不適切な私的流用に関する複数の類似事案の存在する可能性が確認されております。現在、外部専門家及び当社において、それぞれの案件の実態の解明のほか、金銭の流れの不透明さがないか、誰がどのように書類作成、点検、承認等の社内手続に関わっているか等の内部統制にかかる事項等の精査をしております。

2. 本事案及び類似事案の財務諸表への影響

現時点での本事案及び類似事案における当社連結財務諸表への影響については精査中ではありますが、影響額と会計処理方法が確定次第、速やかにお知らせいたします。

3. 定時株主総会開催について

本件調査の結果並びに当該結果を踏まえて行われる、当社における本事案及び類似事案に係る会計処理の妥当性の分析及び評価に基づき、本事案及び類似事案の範囲と影響額を確認し、財務諸表を最終確定する必要があります。

当社は、外部専門家から本件調査の進捗の共有を受け、本事案に係る米国子会社の会計処理の妥当性の分析及び評価については随時実施して参りましたが、本件調査の状況及び監査報告書作成にかかる会計監査人のご意見等も踏まえ、2023年6月5日付「第175期定時株主総会の「継続会」の開催方針に関するお知らせ」で開示したとおり、2023年6月29日開催の当社第175期定時株主総会において、同決算期に係る決算報告を行うことができず、同定時株主総会の継続会を開催することを諮り、これが承認されております。

4. 今後の対応について

本件調査の結果並びに当該結果を踏まえて行われる、当社における本事案及び類似事案に係る会計処理の妥当性の分析及び評価に基づき、本事案及び類似事案の範囲と影響額を確認し、財務諸表を最終確定する必要があります。そのため、当社は、当社の連結財務諸表及び財務諸表の作成及び会計監査人による監査手続を完了することができず、第175期(2023年3月期)有価証券報告書の法定提出期限である2023年6月30日までに当該有価証券報告書を提出できない見込みとなりました。

以上のとおり金融商品取引法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限までに当該有価証券報告書の提出ができなくなったことから、関係当局と調整の上、対応を検討しております。

株主及び投資家の皆様、並びに関係者の皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。当社としましては、外部専門家、会計監査人に全面的に協力し、一日も早く決算確定を行えるよう鋭意努力してまいります。

以上